

3. 区全域における景観形成基準と届出対象

(1) 景観形成基準の概要と届出対象

景観形成基準は、建築行為が行われる市街地や特定の場所において、良好な景観形成のために配慮すべき事項を明示することにより、効果的かつ効率的に良好な景観形成を実現するための基準です。

景観形成基準は、建築物のほか、工作物、開発行為を対象とします。

■表IV-3 景観形成基準と適用範囲

区内全域を対象とした基準	市街地特性に応じた基準 (基本基準)	景観形成基準		適用範囲	基準が適用される建築物等		
		建築物	工作物		建築物	工作物	開発行為
区内全域を対象とした基準	市街地特性に応じた基準 (基本基準)	基本基準 1 (住宅地)	ゆとりがあり、みどり豊かな調和のとれた住宅地の街並み景観を守り、向上させる	住居系用途地域内	○	○	○
		基本基準 2 (住工混在地)	多様な用途や形態が調和する景観をつくる	工業系用途地域内	○	○	○
		基本基準 3 (商業地)	活力やにぎわいのある駅周辺や商店街の景観をつくる	商業系用途地域内	○	○	○
区内全域を対象とした基準	景観資源等の周辺で配慮すべき基準 (立地基準)	立地基準 1 (歴史資源周辺)	歴史資源や歴史資源と一緒にとなったみどりを守り活用し、歴史を感じさせる景観をつくる	歴史資源から半径50m以内で歴史的建造物に面する敷地 参道に面する敷地	○		
		立地基準 2 (公園周辺)	公園と市街地が一体となった景観をつくる	「目黒の森」を構成している公園及び公園の外周道路に面する敷地	○		
		立地基準 3 (緑道沿道)	緑道と一緒にとなった景観をつくる	緑道及び緑道に沿った道路に面する敷地	○		
		立地基準 4 (幹線道路等沿道)	地域の特性に応じた道路景観をつくる	景観軸特定区域を除く幹線道路に面する敷地	○		
		立地基準 5 (広域生活拠点周辺)	目黒区の顔となる景観をつくる	中目黒駅周辺、大橋一丁目地区、自由が丘駅周辺、目黒駅周辺の商業地域	○		

3. 区全域における景観形成基準と届出対象

■表IV-4 市街地特性と立地特性に応じて適用される基準

市街地	市街地特性に応じた基準	立地基準				
		歴史資源周辺	公園周辺	緑道周辺	景観軸特定区域以外の幹線道路沿道	中目黒駅周辺、大橋一丁目地区、自由が丘駅周辺、目黒駅周辺
住宅地（住居系用途地域内）	基本基準 1	立地基準 1	立地基準 2	立地基準 3	立地基準 4	立地基準 5
住工混在地（工業系用途地域内）	基本基準 2					
商業地（商業系用途地域内）	基本基準 3					

（2）市街地特性に応じた景観形成基準（基本基準1～3）

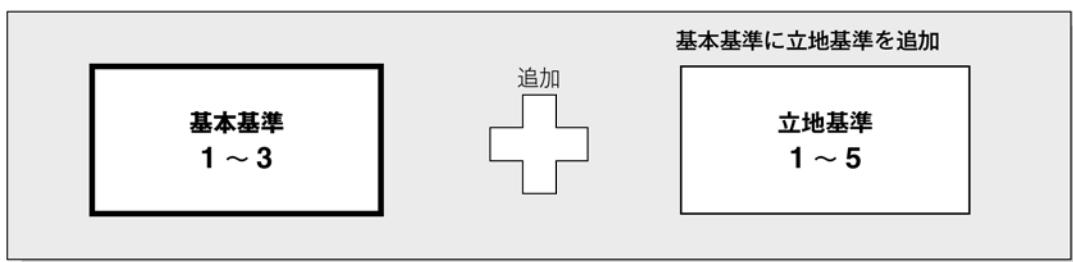
目黒区においては、面的な市街地の景観を向上することが重要であり、中でも住宅地を主体とする都市であることから、現在の住宅地の良好な景観を守り、更に向上させることが重要となります。そのため、住宅地に関する景観形成の基準を定めます。

また、区には、住宅と店舗やオフィス、工場が混在する住工混在地があり、区の特徴となっていることから、住工混在地に関する景観形成基準を定めます。

さらに、駅前や路線状に伸びる商店街の景観が、街を印象づけることから、商業地に関する景観形成基準を定めます。

■図IV-5 景観形成基準の構成

区全体を対象とした基準



■図IV-6 基本基準の適用区域

